

名古屋都市圏の都市構造及び防災体制の現況

目 次

■ 名古屋都市圏における都市構造及び防災体制の現況の概略について	1
1 都市構造の現況	3
(1) 人口構造	3
(2) 都市基盤・交通基盤ネットワーク等の状況	5
2 防災体制の現況	10
(1) 既存の防災拠点	10
(2) 緊急輸送ネットワークの状況	18
(3) 災害医療に関する広域的な体制の状況	20
(4) 情報共有のための情報システムの状況	22
(5) 広域応援体制の現状	27

■ 名古屋都市圏における都市構造及び防災体制の現況の概略について

【名古屋都市圏の現状】

- 名古屋都市圏の人口構造
 - ・ 稠密な市街地が名古屋市中心から概ね20km圏の範囲内となっており、比較的コンパクトな都市構造となっている。
- 道路網の状況
 - ・ 交通網が名古屋市から放射上に延びていることから、多方面からアプローチしやすい都市構造となっており、災害時においても各方面からの支援を迅速に受け入れやすい。
 - ・ 名古屋都市圏から延びている放射状の道路は、名古屋都市圏外において繋がる道路網が整備されているため、名古屋都市圏外からアクセスする際は、複数路の選択が可能である。
- 鉄道網の状況
 - ・ 新幹線やJR各線が名古屋都市圏を通過している他、名古屋鉄道や近畿日本鉄道を始めとした私鉄が縦横に走っており、各都市を結んでいる。
- 港湾施設の状況
 - ・ 名古屋港や四日市港といった特定重要港湾を始め、津松坂港、衣浦港、三河港といった重要港湾が整備されていることから、海路によるアプローチが可能となっている。
- 空港施設の状況
 - ・ 名古屋空港が整備されている他、中部国際空港が現在整備中である。
- 大規模公園の分布状況
 - ・ 100ha以上の公園・緑地が比較的多く存在している。

【名古屋都市圏における防災体制の現状】

- 名古屋都市圏において広域あるいは激甚災害が発生した場合、他の地域と同様、政府は直ちに災害対策基本法に基づき非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置するが、さらに必要に応じて現地に非常災害対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置され、災害対策活動が行われる。
- 各県市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があるときは、地域防災計画の定めるところにより、各県市は災害対策本部を設置する。
- 複数の市町村にわたり被害が発生したときに機能する拠点として、公園・緑地や港湾等が各県の地域防災計画に位置づけられている。

- 関東方面からのアクセス路である東名高速道路、北陸方面からのアクセス路である東海北陸自動車道、近畿方面からのアクセス路である名神高速道路や第二名神高速道路、その他、岐阜環状道路を始めとする環状道路や名濃道路・名岐道路といった名古屋市中心部からの放射道路等が緊急輸送(道)路として指定されている。
- 災害発生時に被災者の受け入れ可能な病院として指定されている災害拠点病院は、そのほとんどがＤＩＤ地区内に分布しており、また、高速道路・主要幹線道路に近接した位置にある。
- 我が国では、各省庁ごとに災害対策のために情報システムを整備しており、近年、省庁間の連携も図られつつある。
- 地方公共団体間の広域応援体制については、「中部9県1市震災時等の相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等被災時のための各種応援協定が締結されている。ただし、「中部9県1市震災時等の相互応援に関する協定」では、愛知県、岐阜県、三重県の3県が被災した場合の調整担当県が存在しないといったように、その多くが複数県が同時被災した場合を想定したものとはなっていない。

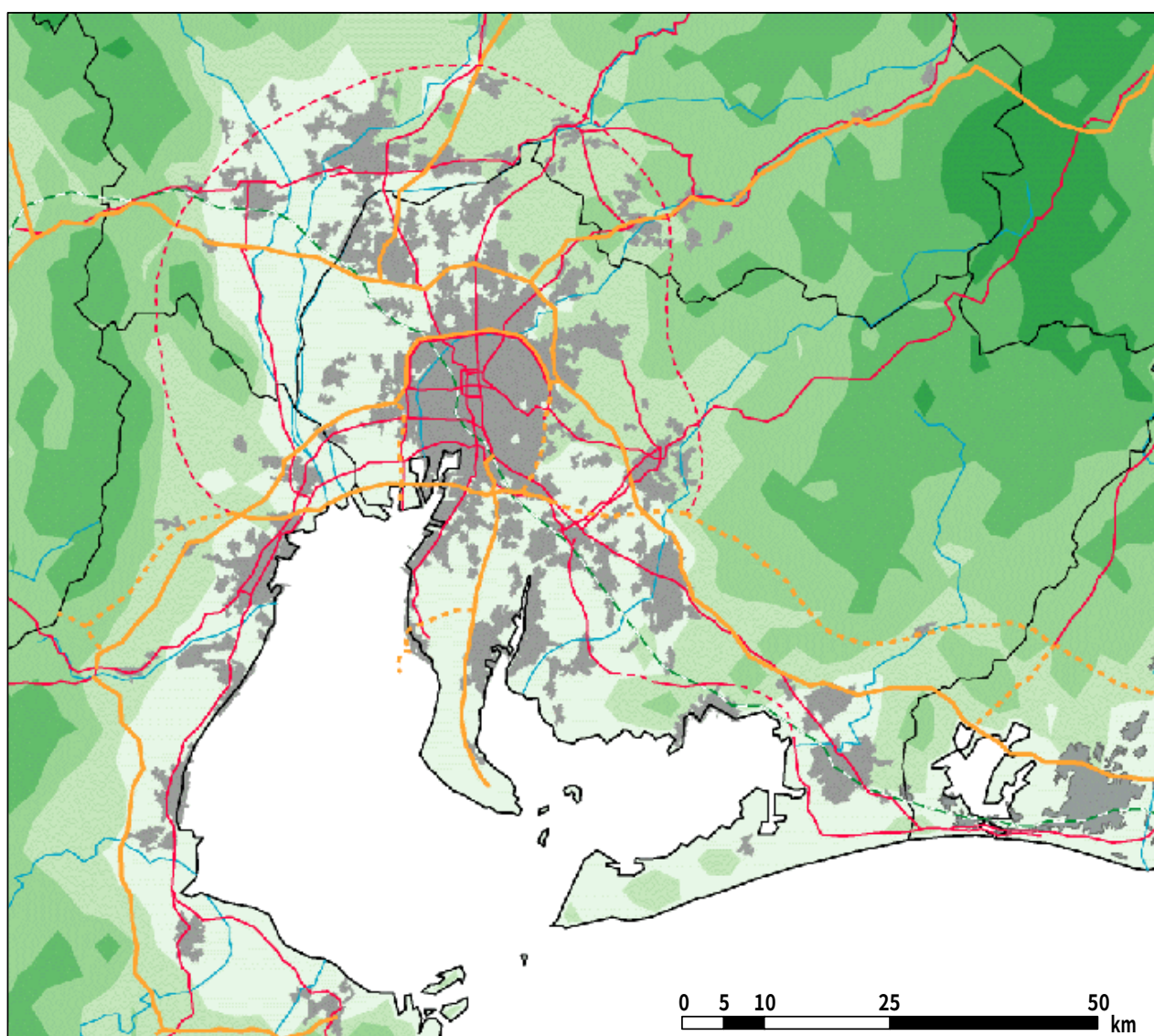
1 都市構造の現況

(1) 人口構造

愛知県、三重県、岐阜県の人口は、約1,100万人であり、全国の8.7%を占めている（平成12年国勢調査）。

3県内の市町村別人口密度を見ると、名古屋市とその周辺地域に人口が集中しており、人口集中地区（DID地区）は、名古屋市を中心に半径50kmのエリアに分布しているが、そのうち、稠密な市街地は名古屋市を中心に半径概ね20kmの範囲となっている。

■地形及び人口集中地区の状況(名古屋都市圏)



【凡例】

- 人口集中地区(平成12年国勢調査)
- 高速道路(破線は事業中)
- 主要国道(破線は事業中)

- 河川
- 新幹線

■人口の推移

	S55	S60	H2	H7	H12
愛知県	6,221,638	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300
三重県	1,686,936	1,747,311	1,792,514	1,841,358	1,857,339
岐阜県	1,960,107	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700
静岡県	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393

資料：国勢調査

■人口集中地区の人口・面積・人口密度

	DID地区人口	DID地区面積	人口密度(人/㎢)
愛知県	5,269,459	885.98	5,947.6
三重県	750,989	176.79	4,247.9
岐阜県	844,720	179.08	4,717.0
静岡県	2,187,287	409.83	5,337.1

資料：平成12年国勢調査

■人口密度の状況(4県のうち人口密度上位10市町村のみ)

市町村名	人口密度(人/㎢)	市町村名	人口密度(人/㎢)
名古屋市(愛知県)	6,652	新川町(愛知県)	3,948
西枇杷島町(愛知県)	5,124	甚目寺町(愛知県)	3,850
師勝町(愛知県)	5,046	知立市(愛知県)	3,830
岩倉市(愛知県)	4,472	清洲町(愛知県)	3,642
大治町(愛知県)	4,114	尾張旭市(愛知県)	3,571

資料：平成12年国勢調査

(2) 都市基盤・交通基盤ネットワーク等の状況

① 交通基盤の状況

名古屋都市圏における道路・交通基盤は、名古屋市内を通る環状道路を中心に、衣浦から豊田、多治見を通して岐阜、四日市と通る東海環状自動車道が高規格幹線道路としてその外周を通り、これらの環状道路に、東海方面からは、東名高速自動車道や国道1号線、上信越や北陸方面からは国道41・42号などに加えて、中央自動車道や東海北陸自動車道、京阪神方面からは名神高速自動車道や名阪高速自動車道、近畿自動車道紀勢線といった高速自動車道が放射状に繋がる。

これら以外にも、計画されている高速道路や高規格幹線道路として、第二東名高速自動車道や奈良方面から繋がる東海南海連絡道等がある。

また、新道路整備5カ年計画によれば、これらの高規格幹線道路や地域高規格道路は、それぞれのインターチェンジから10分以内に空港や港湾をアクセスさせるとともに、名古屋都市から中部国際空港までを30～40分で繋ぎ、空港を中心として60km圏以内の主要都市から概ね1時間内にアクセスさせるよう計画されていることから、名古屋空港や現在建設中の中部国際空港等の空港はもとより、名古屋港や四日市港、衣浦港や三河港、津松坂港等と連結される。また、このことによって、日本初の環状型都市圏である東海環状都市圏^{※1}伊勢湾広域交流圏^{※2}の形成を目指すとしている。

これらの幹線交通網は、一方で災害時等の緊急輸送道路としても指定されている。

鉄道について見ると、東海道新幹線をはじめ、東海道本線、中央本線、関西本線のJR線の他、名古屋鉄道と近畿日本鉄道を中心とする私鉄が縦横に走っており、各都市を結んでいる。

空港及びヘリポートの状況を見ると、空港は、小牧に名古屋空港があり、常滑に中部国際空港が建設中である。ヘリポートは、名古屋市に愛知県警のヘリポートが、また三重県に津市伊勢湾ヘリポートが整備されているが、常設のヘリポートはこれ以外にはない状況となっている。

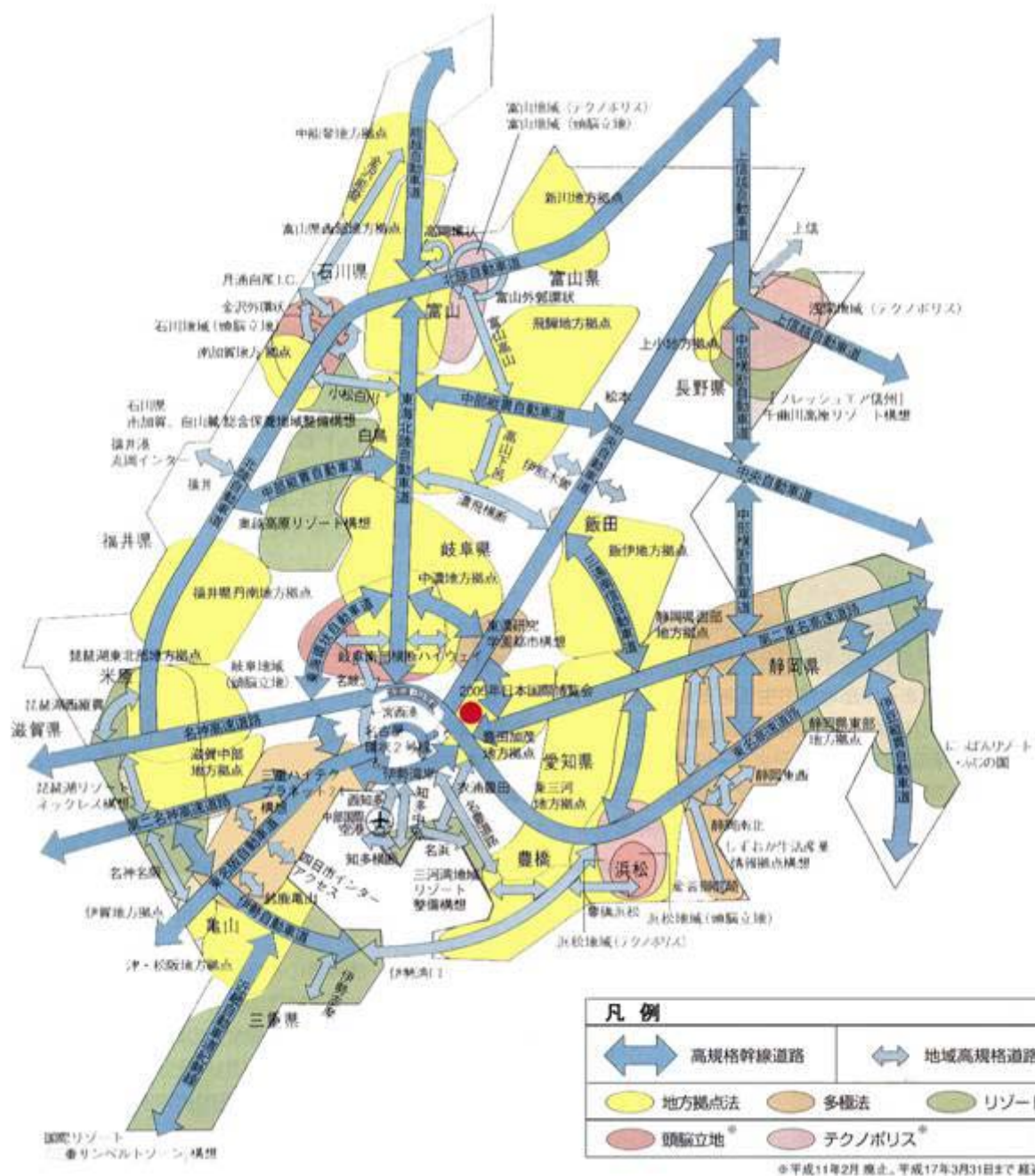
※1：東海環状都市

東海環状自動車道とは、名古屋市の周辺30～40km圏に位置する愛知・岐阜・三重の3県の豊田、瀬戸、岐阜、大垣、四日市などの諸都市を環状に連結する道路であり、これらの諸都市を東海環状都市と呼び、相互に連携を強化することによって、新たな交流の創出や、効率的に都市機能を分担しあえる環状型都市圏の形成を目指している。

※2：環伊勢湾広域交流圏

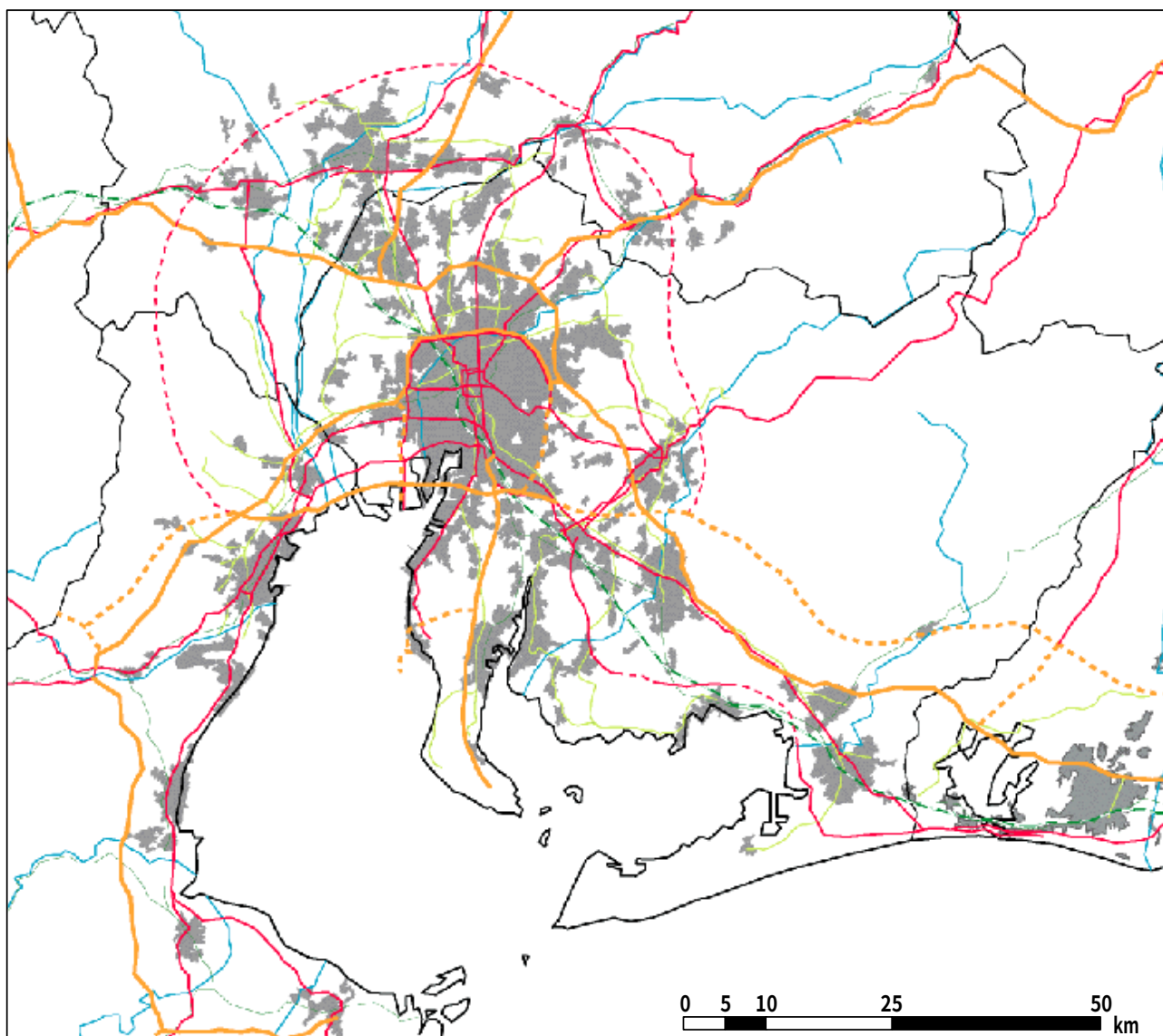
環伊勢湾地域とは、伊勢湾を囲む地域と熊野灘に面する地域、駿河湾・遠州灘に面する地域であり、中部山岳地帯に広がる地域からなる。これらの地域間で広域的な交流が行われる圏域の形成を目指している。

■広域幹線道路ネットワークの整備



資料：「CHUBU 2002 明日の中部」国土交通省中部地方整備局

■交通基盤の状況〔道路及び鉄道網〕

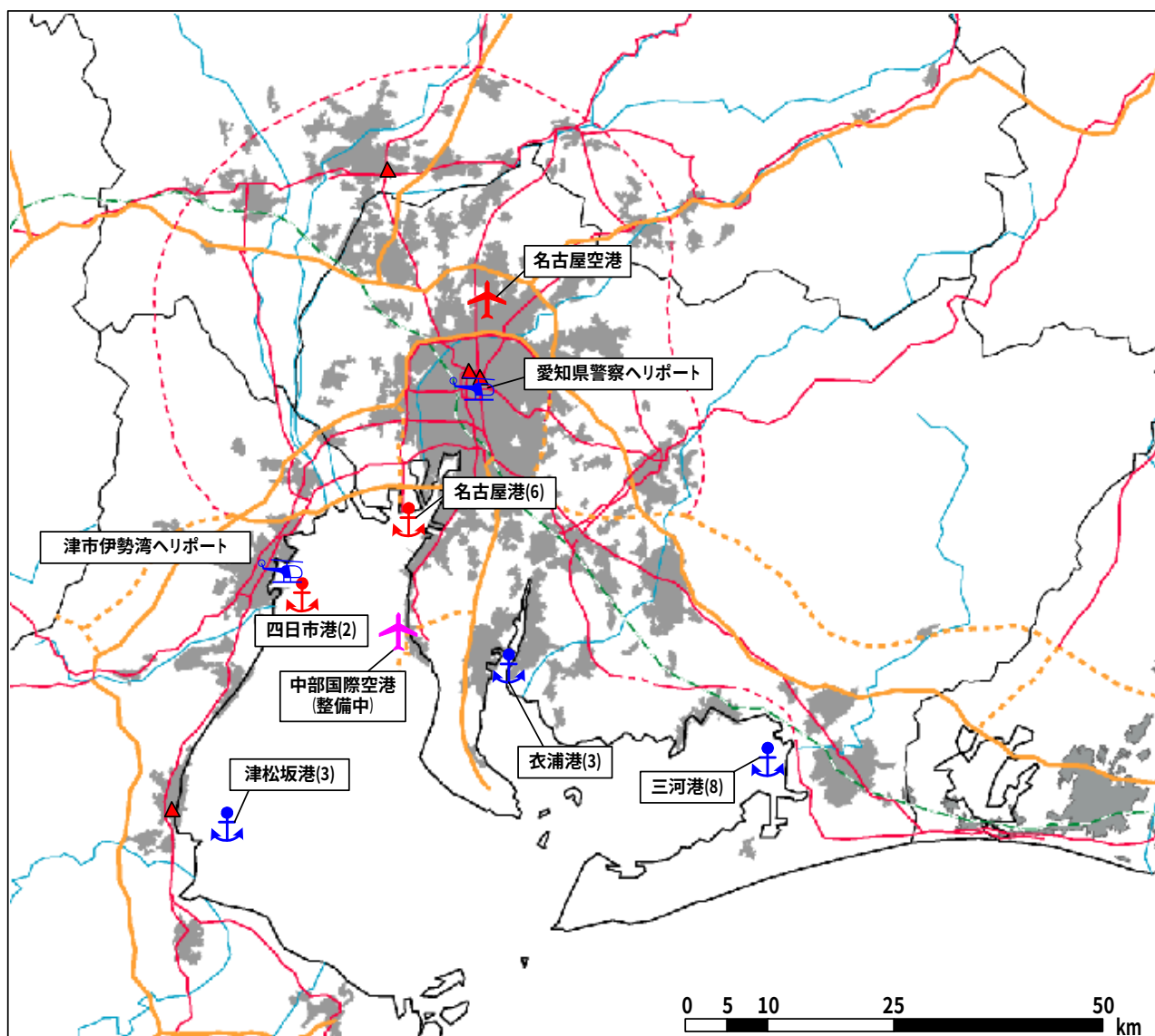


【凡例】

- | | |
|----------------------|-------|
| ■ 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | ○ 新幹線 |
| — 高速道路 (破線は事業中) | — JR線 |
| — 主要国道 (破線は事業中) | — 私鉄線 |
| — 河川 | |

注：高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。

■交通基盤の状況〔港湾、空港・ヘリポート〕



【凡例】

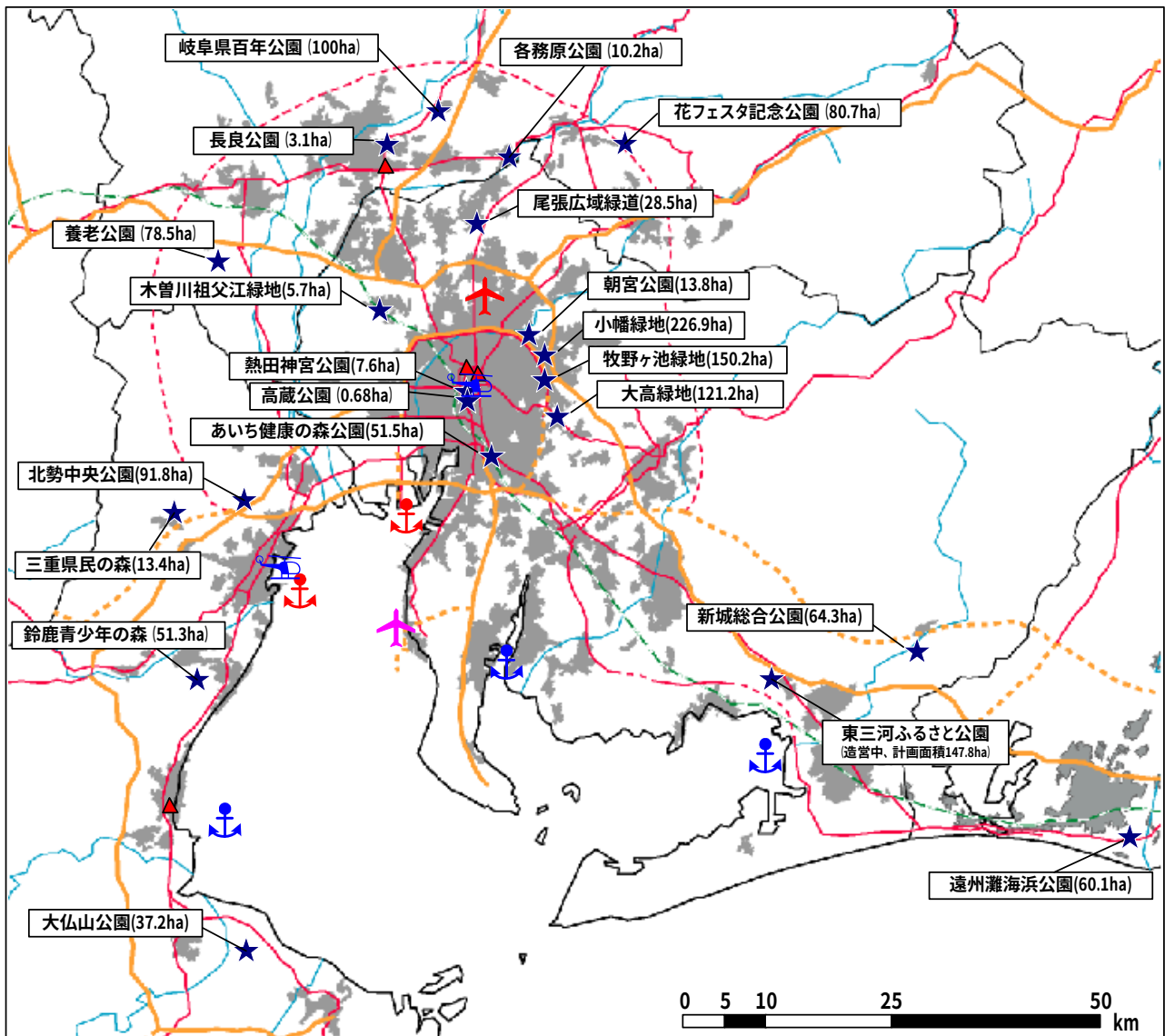
- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | 県庁・政令市庁 |
| 高速道路 (破線は事業中) | 重要港湾 (赤: 特定重要港湾、青: 重要港湾) |
| 主要国道 (破線は事業中) | 空港 (ピンクは事業中) |
| 河川 | 公共用ヘリポート |
| 新幹線 | |

注：高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。
 港湾名称の後にあるカッコ内の数字は、耐震バース数を示す。

② 大規模公園等の状況

名古屋都市圏に存在する大規模公園を下図に示した。これによると、愛知県内では小幡緑地（約230ha）や牧野ヶ池緑地（約150ha）、大高緑地（約120ha）が、岐阜県では百年公園（約100ha）が、三重県では北勢中央公園（約90ha）が比較的大きい。

■大規模公園等の状況



【凡例】

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ■ 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | ▲ 県庁・政令市庁 |
| — 高速道路 (破線は事業中) | ⚓ 重要港湾 (赤: 特定重要港湾、青: 重要港湾) |
| — 主要国道 (破線は事業中) | ✈ 空港 (ピンクは事業中) |
| — 河川 | 🚁 公共用ヘリポート |
| — 新幹線 | ★ 県営都市公園 |

注：高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。
公園は、県営公園のみプロットしている。

2 防災体制の現況

名古屋都市圏において広域あるいは激甚災害が発生した場合、他の地域と同様、政府は直ちに災害対策基本法に基づき非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置するが、さらに必要に応じて現地に非常災害対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置され、災害対策活動が行われる。

また、各県市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があるときは、地域防災計画の定めるところにより、各県市は災害対策本部を設置する。

なお、災害対策活動は、一義的には地方公共団体が実施し、国は、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合に、積極的に応急対策を支援することとなっている。

そこで、ここでは、県市の防災体制の現況を中心に、整理していくこととする。

(1) 既存の防災拠点

① 愛知県における広域防災拠点

愛知県における防災活動拠点の区分・役割等の概要については、次のとおりである。

■愛知県の防災活動拠点の区分・役割等

要件等		地区防災活動拠点	地域防災活動拠点	広域防災活動拠点	中核防災活動拠点	航空防災活動拠点	臨海防災活動拠点
災害想定規模		市町村区域内 林野火災 局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 相当規模の林野災害 相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 大規模な地震災害 大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 大規模激甚な地震災害 大規模激甚な風水害等		
応援の規模		隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等		
役割		市長村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点
拠点数		市町村で1ヵ所程度	郡又は圏域単位で1ヵ所程度	県内に数ヵ所程度	県内に1ヵ所程度	県内に1ヵ所程度	県内に3ヵ所程度
要件	面積	1ha程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ha程度以上
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設

出典：愛知県地域防災計画

また、愛知県における防災活動拠点のうち、広域の市町村や全県的に及ぶ被害の際に活動を行う拠点については、次のとおりである。

■愛知県の防災活動拠点(全県的な活動を行うもののみ)

区分	対象地区	市町村名	施設名	面積(ha)	付帯施設	備考	注 ¹	注 ²	注 ³
広域防災活動拠点	名古屋北西部	名古屋市	庄内緑地	94.2	グリーンプラザ	競技場、多目的広場、駐車場	へ		避
			名城公園	76.3	フラワープラザ	公園野球場、駐車場	へ		避
	名古屋南西部		戸田川緑地	26.9		芝生広場、駐車場1,190台	へ	貯	避
			稲永公園・稲永東公園	45.5	スポーツセンター	野球場、サブグラウンド	へ		避
	名古屋北東部		志段味スポーツランド	11.9	市消防学校	スポーツランド	へ		避
	名古屋北東部		平和公園	97.6	公園会館	駐車場	へ		避
	名古屋南西部		名古屋国際会議場	26.2	国際会議場	駐車場	へ	貯	避
	名古屋南東部		大高緑地	99.9	管理棟	野球場、駐車場1,210台	へ		避
	県北西部	一宮市	県一宮総合運動場	17.8	管理棟	競技場、駐車場450台	へ		避
	県西部	十四山村	海南こどもの国	11.1		駐車場1,100台	へ		
	県中東部	岡崎市	岡崎中央総合公園	101.6	総合体育館	多目的広場2.6ha、駐車場3,000台	へ	防	避
	県南東部	豊橋市	豊橋総合スポーツ公園	15.4	総合体育館	駐車場560台	へ		
航空防災活動拠点	全県	豊山町	名古屋空港	329		滑走路、ヘリパット	へ		
臨海防災活動拠点	名古屋海部・知多	名古屋市	名古屋港	4,100		耐震強化岸壁(－10m) 2バース370m(－7.5m) 1バース130m	へ		
	知多西三河	半田市	衣浦項	2,000		耐震強化岸壁(－12m) 1バース240m	へ		
	東三河	豊橋市	三河港	3,300		耐震強化岸壁(－10m) 1バース185m(－5.5m) 1バース100m(－4.5m) 6バース360m			

出典：愛知県地域防災計画

注¹：ヘリ可能、注²：防火水槽、耐震性貯水槽、注³：避難所指定(平成15年1月1日現在)

② 岐阜県における広域防災拠点

岐阜県の地域防災計画では、「県は防災対策活動の中核拠点として、迅速・正確な災害情報の収集・伝達及び迅速・的確な指揮・指令機能を有する災害対策本部室の整備を検討する」としている。

また、「県災害対策本部の支部を、地震発生時に地域の前線で災害応急活動を行う広域防災拠点とし、その運営は当該支部が行う」と、地域防災計画で定めている。

広域防災活動拠点の主な機能は、次のとおりである。

■岐阜県の広域防災活動拠点の主な機能

情報の収集・伝達 食料、生活物資の備蓄 救援物資の集積配分 消火・救助隊の活動拠点
--

出典：岐阜県地域防災計画

さらに、市町村の防災活動拠点として「市町村は、災害応急活動の中核拠点を整備するとともに、コミュニティ防災拠点（自治会等に1か所ぐらい）、地域防災拠点（小中学校区ごとに1か所ぐらい）等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る」と地域防災計画で定めている。

③ 三重県における広域防災拠点

三重県では、平成8年度に実施した「三重県広域防災拠点施設基本構想調査」において、次の3つの要件を設定し、県内における広域防災拠点の配置を検討した結果、県内5箇所（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州各拠点）に整備を行うことが最適であるとしている。

- ① 平成7～8年度に実施した「三重県地域防災計画被害想定調査」により設定される被災パターンに対応できること
- ② 地理的条件・気象条件等による孤立化に対応できること
- ③ 災害時、ヘリコプターによって効果的に全県域をカバーできること

この5箇所のうち、優先的に整備することとされた中勢拠点については、県消防学校（鈴鹿市石薬師町地内）のサブグラウンド等に、ヘリポート、保管倉庫、情報通信施設や保管倉庫内に備蓄する防災資機材等を整備している。

■中勢拠点の概要

所在地	三重県鈴鹿市石薬師町
敷地面積	約 60,000m ² （うち、県消防学校約 10,000m ² 、備蓄倉庫約 1,500m ² ）
通信設備	無線回路を整備
物資の取扱施設	屋内保管場（500m ² ）を整備
駐車スペース	300m ²
ヘリポート	駐機スポットを整備

出典：近畿圏広域輸送拠点リスト・マップ（内閣府／平成13年3月）

また、三重県では、地域防災計画において、「陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため」、緊急輸送道路とあわせて、防災上拠点となる施設を定めている。防災上拠点となる施設は、次のとおりである。

■防災上の拠点となる施設

ア 第1次

- (ア) 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の出先総合庁舎）
- (イ) 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、運輸省四日市港湾工事事務所、四日市港管理組合）
- (ウ) 地方生活圏の中心都市（県民局所在地）の市庁舎

イ 第2次

- (ア) 市町村内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町村庁舎）
- (イ) 道路管理の拠点（建設省、日本道路公団の各事務所）
- (ウ) 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（港湾・ヘリポート）
- (エ) 救援活動の拠点（陸上自衛隊駐屯地、第三次救急医療施設）

ウ 第3次

- (ア) 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）

出典：三重県地域防災計画（三重県／平成11年）

④ 静岡県における広域防災拠点

静岡県では、大規模地震災害時の物資等の備蓄、集積場所として緊急物資集積所を指定している。緊急物資集積所は、専用に整備されたものではなく、既存の施設において、地域ごとの物資所用量を考慮のうえ、立地、広さ、設備などを勘案して、相応しいと思われる場所について、県内行政センターが広域物資輸送拠点として選定しているものである。

なお、県外からの広域的な物資集積所については、東部、中部、西部に各1箇所を検討している。

■災害時における支部指定緊急物資集積場所

センター	集 積 所	所 在 地	面積 (㎡)
伊豆	県立下田北高校体育館・グラウンド	下田市蓮台寺 152	15,836
	私立下田中学校体育館・グラウンド	下田市敷根 765-1	11,600
熱海	姫の沢公園スポーツ公園駐車場	熱海市伊豆山字姫の沢 1164	2,000
	県熱海総合庁舎	熱海市水口町 13-15	4,426
東部	県立愛鷹広域公園	沼津市足高 202	194,000
富士	富士市公設地方卸売市場	富士市田島 100	28,349
	(株)東芝富士工場体育館・グラウンド	富士市蓼原 336	20,200
中部	県立草薙総合運動場	静岡市栗原 270	238,000
志太 榛原	藤枝スポーツセンター	藤枝市善左衛門 50	3,874
	静浜基地 航空自衛隊第 11 飛行教育団	大井川町上小杉 1602	-
中遠	県立農業試験場 農林大学	豊田町富丘 678-1	14,014
	県中遠総合庁舎	磐田市見付 3599-4	10,538
北遠	県北遠総合庁舎	天竜市二俣町鹿島 559	1,500
西部	浜松市オートレース場	浜松市和合町 936-19	174,351
	県企業局神原浄水場	浜松市神原町 697	41,205
	航空自衛隊第一航空団浜松基地補給倉庫	浜松市西山町	2,500

出典：静岡県地域防災計画（静岡県／平成14年）

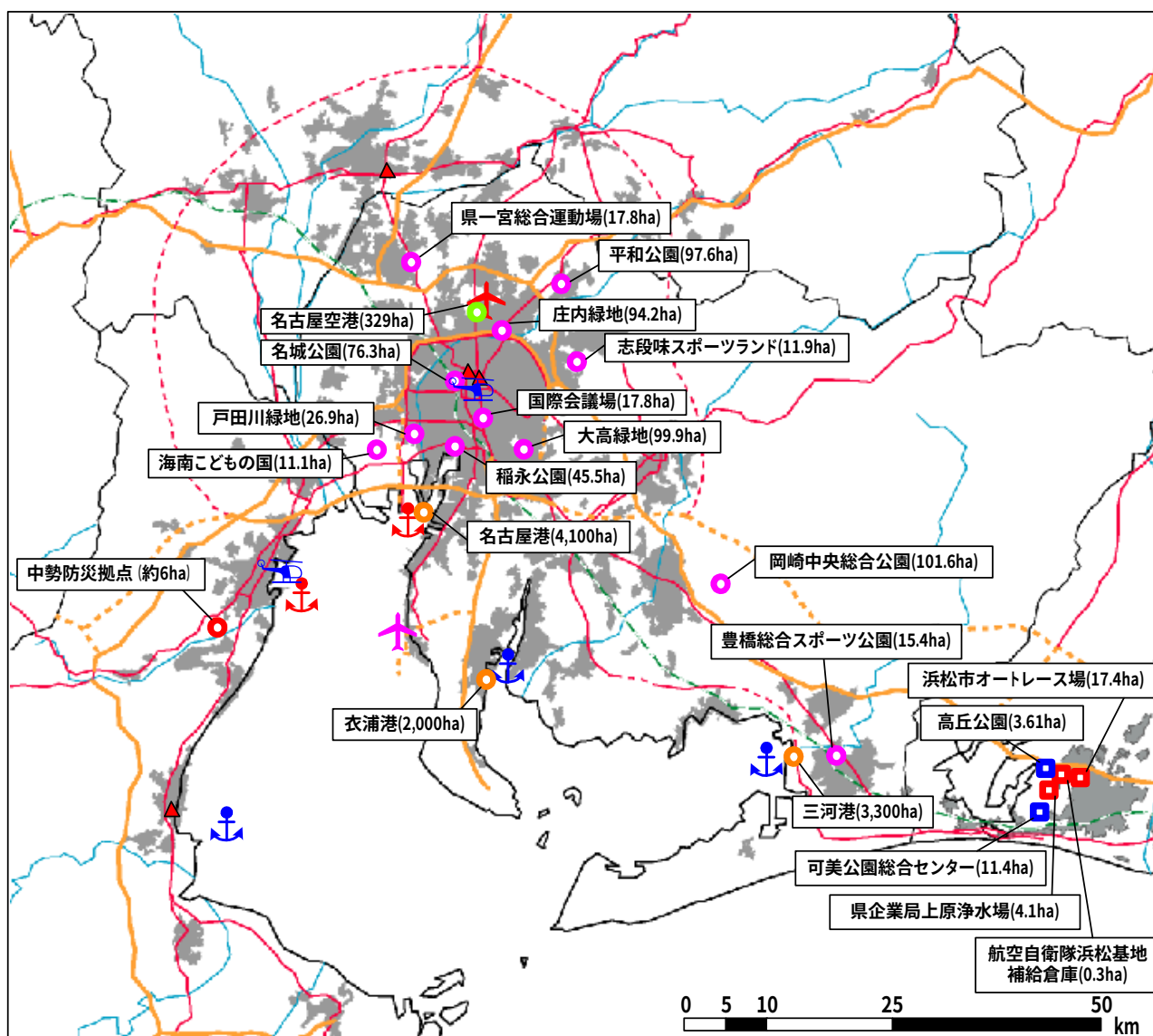
また、緊急消防援助隊については、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」（暫定版）を策定し、応援部隊の一次集結地を県内7箇所指定している。

■各地区応援部隊の一次集結場所

地区	一次集結地	所在地	到達ルート	応援部隊等
東部	静岡県立沼津城北高校グラウンド	静岡県沼津市一色 875	東名高速道路、国道 1 号	神奈川県隊 千葉県隊 埼玉県隊 栃木県隊等
	陸上自衛隊駒門駐屯地	静岡市御殿場市駒門 5-1	東名高速道路、 国道 246 号、国道 138 号	
中部	静岡県消防学校グラウンド	旧清水市谷津 1-577-1	国道 52 号	山梨県隊 長野県隊 東京都隊 岐阜県隊等
	沖電気(株)グラウンド	旧清水市庵原町 1210	東名高速道路、国道 1 号	
	静岡市競輪場駐車場	旧静岡市小鹿	東名高速道路、国道 1 号	
西部	可美公園総合センター	浜松市増楽町 920-2	国道 1 号	愛知県隊 福井県隊 石川県隊 滋賀県隊等
	浜松西IC高浜公園	浜松市高浜西 4-6	東名高速道路	

出典：「静岡県緊急消防援助隊受援計画」（暫定版）

■各県の広域防災拠点(複数の市町村にわたり広域的な活動を行うための拠点)の位置



【凡例】

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ■ 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | ▲ 県庁・政令市庁 |
| — 高速道路 (破線は事業中) | ⚓ 重要港湾 (赤: 特定重要港湾、青: 重要港湾) |
| — 主要国道 (破線は事業中) | ✈ 空港 (ピンクは事業中) |
| — 河川 | 🚁 公共用ヘリポート |
| — 新幹線 | ● 愛知県広域防災活動拠点 |
| ● 三重県広域防災拠点 (中勢拠点) | ● 愛知県臨海防災活動拠点 |
| ■ 静岡県緊急物資集積場所 | ● 愛知県航空防災活動拠点 |
| ■ 静岡県応援部隊一次集結地 | |

注: 高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。

広域防災拠点は、各県の地域防災計画に位置づけられているもののうち、複数の市町村が広域的に被災した場合に活動を行う拠点をプロットしている。

⑤ 名古屋市における広域防災拠点

名古屋市では、地域防災計画において応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するために防災拠点を定め、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にしている。

■名古屋市の防災拠点の役割等

防災拠点	拠点施設	役割等	備考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	港防災センター 他
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区災害対策本部を設置する。	
	消防署(出張所)	消火・救急・救助活動	
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所	応急給水・復旧活動	
	保健所	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
広域防災拠点			
(1)応援隊集結(活動)拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出勤準備等応援活動に備える場所。	稲永、稲永東公園 (稲永スポーツセンター) 戸田川緑地
(2)緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	(戸田川こどもランド・農業文化園) 庄内緑地 (庄内緑地グリーンプラザ) 平和公園 (千種スポーツセンター) 大高緑地 志段味スポーツランド一帯 (陽光館) 名城公園 国際会議場・白鳥公園一帯 *()内は緊急物資集配拠点

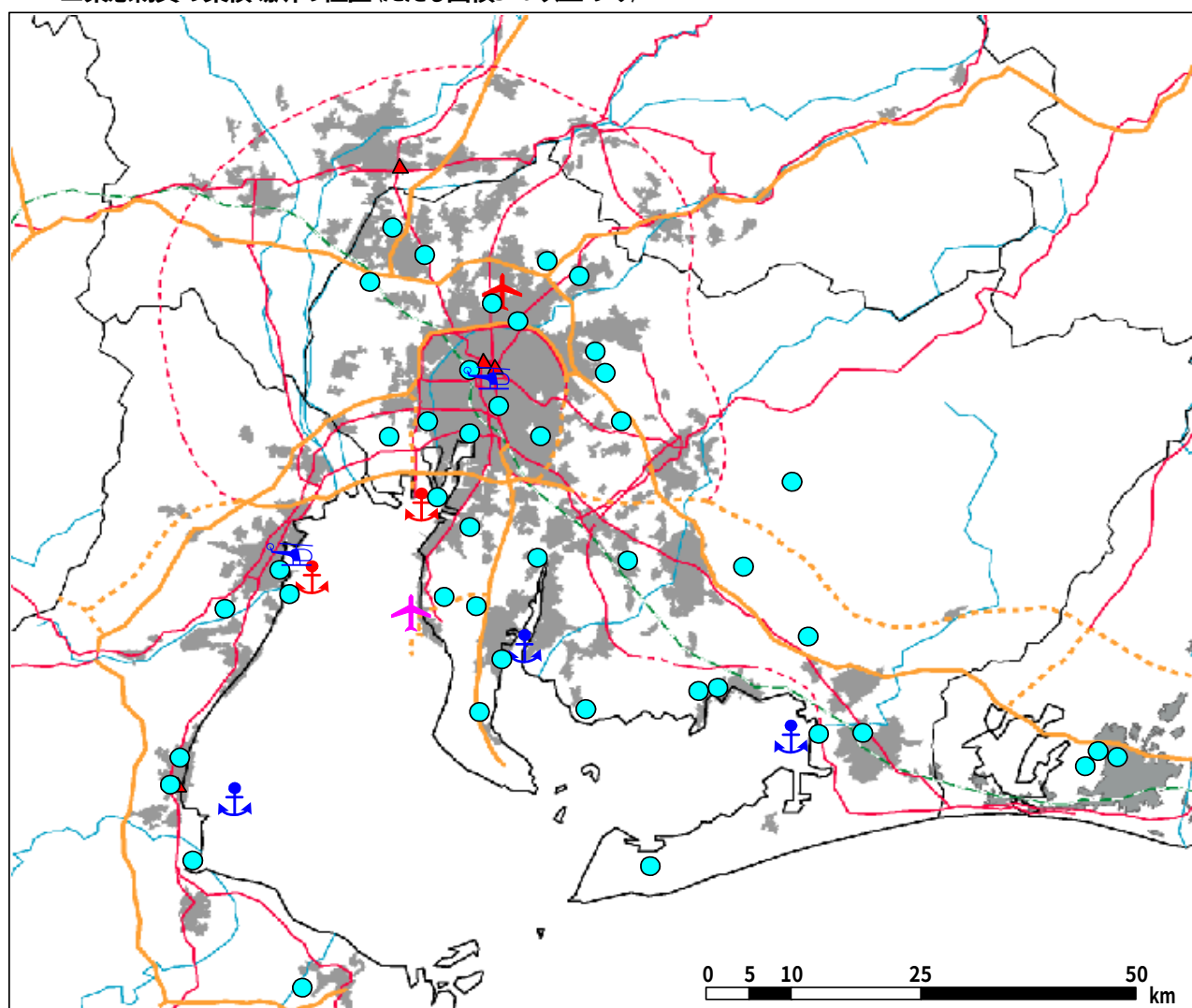
出典：名古屋地域防災計画（名古屋市防災会議／平成12年）

⑥ 緊急物資の集積場所

被災時に緊急物資を集積する拠点として地域防災計画に記載されている次のものについて位置を示した。

- 愛知県：地区防災活動拠点、地域防災活動拠点、広域防災活動拠点、航空防災活動拠点、臨海防災活動拠点。
- 三重県：広域防災拠点、緊急輸送において拠点となる施設（ただし、第1次のみプロット）
- 静岡県：緊急物資集積所
- 名古屋市：広域防災拠点（緊急物資集配拠点）

■緊急物資の集積場所の位置（ただし面積5ha以上のみ）



【凡例】

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ■ 人口集中地区（平成12年国勢調査） | ▲ 県庁・政令市庁 |
| — 高速道路（破線は事業中） | ⚓ 重要港湾（赤：特定重要港湾、青：重要港湾） |
| — 主要国道（破線は事業中） | ✈ 空港（ピンクは事業中） |
| — 河川 | 🚁 公共用ヘリポート |
| — 新幹線 | ● 緊急物資の集積場所 |

(2) 緊急輸送ネットワークの状況

各県では、被災後、緊急的に物資等を輸送すべき道路として緊急輸送道路の指定を行っており、その重要度等に応じて、第1次から第3次まで区分している。

① 愛知県

愛知県では、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物質等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な道路を緊急輸送道路としてあらかじめ指定するものとし、次の2つに区分している。

■緊急輸送道路の区分と役割(愛知県)

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	指定なし

② 三重県

三重県では、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路として指定している。

■緊急輸送道路の区分と役割(三重県)

第1次緊急輸送道路	高速自動車道、国道等の主要幹線道路
第2次緊急輸送道路	防災上の拠点となる施設へのアクセス道路
第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路を補完する道路

③ 岐阜県

岐阜県では、緊急輸送道路を、災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から、次のとおり区分している。

■緊急輸送道路の区分と役割(岐阜県)

第1次緊急輸送道路	県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

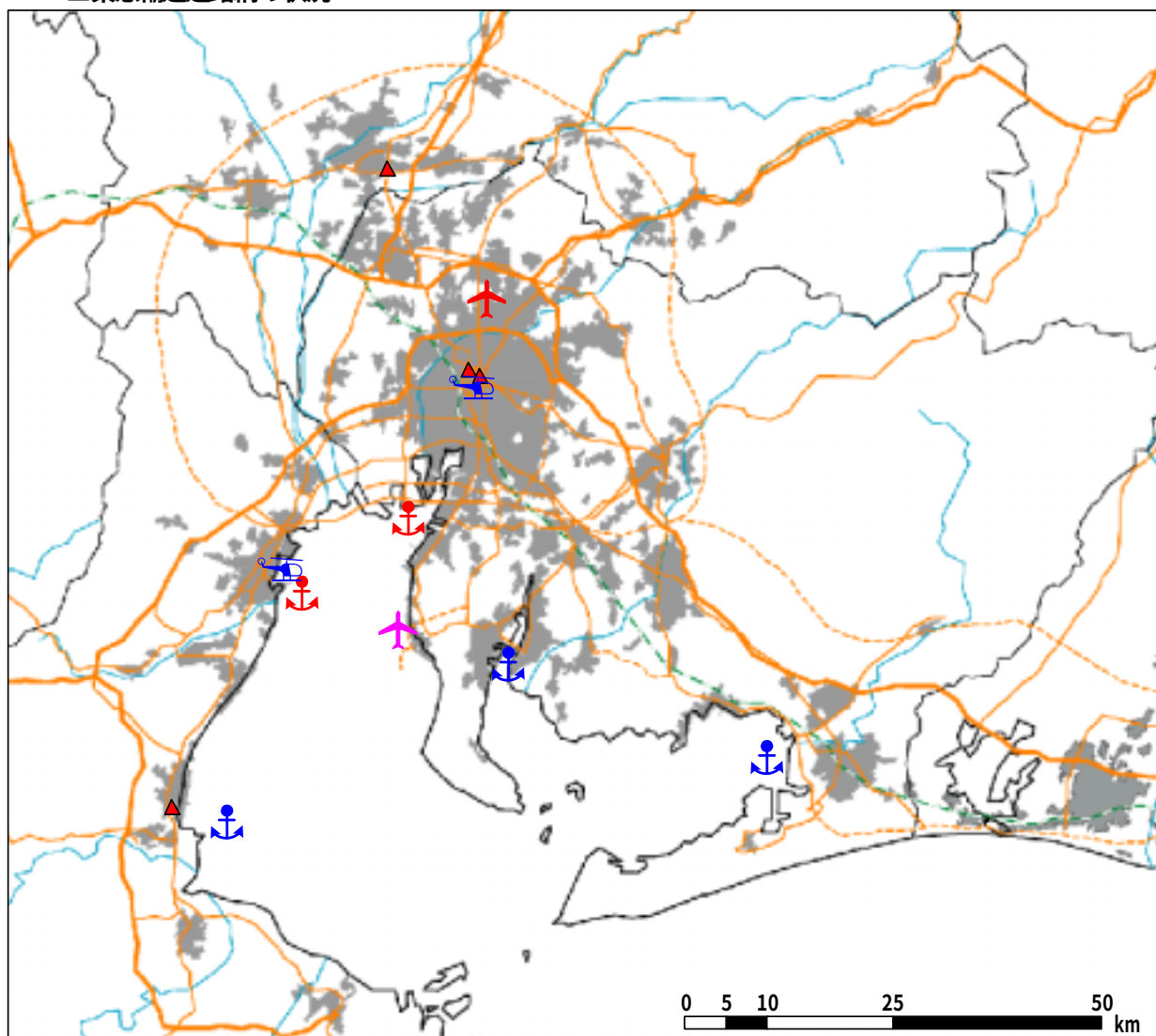
④ 静岡県

静岡県では、緊急輸送路を次のとおり区分している。

■緊急輸送道路の区分と役割 (静岡県)

1次緊急輸送路	高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
2次緊急輸送路	1次緊急輸送路と市町村役場及び重要な拠点を結ぶ道路
3次緊急輸送路	1次緊急輸送路及び2次緊急輸送路と市町村役場の支所を結ぶ道路及びその他の道路

■緊急輸送道路網の状況



【凡例】

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | 県庁・政令市庁 |
| 第1次緊急輸送道路：高速道路
(破線は事業中) | 重要港湾 (赤：特定重要港湾、青：重要港湾) |
| 第1次緊急輸送道路：一般道
(破線は事業中) | 空港 (ピンクは事業中) |
| 河川 | 公共用ヘリポート |
| 新幹線 | |

(3) 災害医療に関する広域的な体制の状況

災害拠点病院の指定状況は、平成13年10月1日現在で526病院であり、このうち基幹災害医療センターが52病院、地域災害医療センターが479病院（基幹災害医療センターとの重複5病院を含む）である。

岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県（西部地区）で指定されている災害拠点病院は次のとおりである。

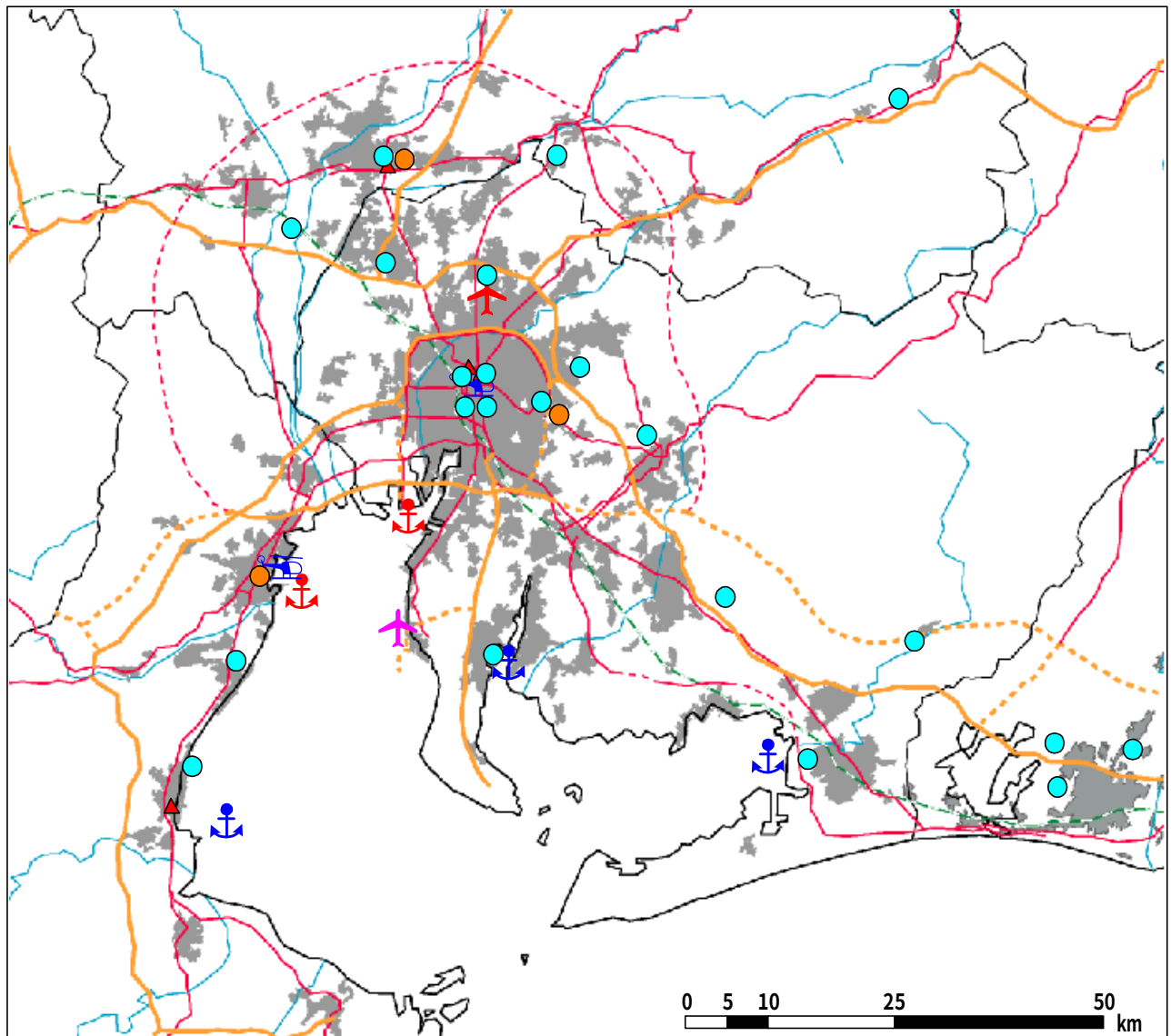
■名古屋都市圏近辺の災害拠点病院

県名	区分	医療機関名	病床数	所在地
岐阜県	基幹	岐阜県立岐阜病院	555	岐阜市野一色4-6-1
	地域	岐阜赤十字病院	310	岐阜市岩倉町3-36
		大垣市民病院	888	大垣市南瀬町4-86
		特定医療法人厚生会木沢記念病院	452	美濃加茂市古井町下古井590
		総合病院中津川市民病院	306	中津川市駒場1522-1
		高山赤十字病院	540	高山市天満町3-11
愛知県	基幹	藤田保健衛生大学病院	1,514	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98
	地域	総合病院名古屋第二赤十字病院	835	名古屋市昭和区妙見町2-9
		社会保険中京病院	683	名古屋市南区三条1-1-10
		国立名古屋病院	831	名古屋市中区三の丸4-1-1
		名古屋掖済会病院	662	名古屋市中川区松年町4-66
		名古屋第一赤十字病院	900	名古屋市中村区道下町3-35
		愛知医科大学附属病院	1,264	愛知郡長久手町大字岩作字雁又21
		愛知県立尾張病院	350	一宮市大和町荻安賀2135
		小牧市民病院	544	小牧市常普請1-20
		半田市立半田病院	500	半田市東洋町2-29
		岡崎市民病院	650	岡崎市高隆寺町字五所合3-1
		愛知県厚生農業協同組合連合会加茂病院	600	豊田市元城町3-17
		豊橋市民病院	910	豊橋市青竹町字八間西50
		新城市民病院	317	新城市字北畑32-1
三重県	基幹	三重県立総合医療センター	446	四日市市大字日永5450-132
	地域	三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	460	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
		三重大学医学部附属病院	731	津市江戸橋2-174
		上野総合市民病院	281	上野市四十九町831
		山田赤十字病院	607	度会郡御園村大字高向810
		尾鷲総合病院	275	尾鷲市上野町5-25
静岡県	地域	浜松医科大学医学部附属病院	613	浜松市半田山 1-20-1
		県西部浜松医療センター	616	浜松市富塚町 328
		聖隷三方原病院	758	浜松市三方原町 3453

出典：厚生労働省調べ

注意：静岡県は、静岡県西部地区にある災害拠点病院のみ記載。

■災害拠点病院の位置



【凡例】

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ■ 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | ▲ 県庁・政令市庁 |
| — 高速道路 (破線は事業中) | ⚓ 重要港湾 (赤: 特定重要港湾、青: 重要港湾) |
| — 主要国道 (破線は事業中) | ✈ 空港 (ピンクは事業中) |
| — 河川 | 🚁 公共用ヘリポート |
| — 新幹線 | ● 地域災害拠点病院 |
| ● 基幹災害拠点病院 | |

注：高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。
災害拠点病院は、厚生労働省調べ。

(4) 情報共有のための情報システムの状況

① 国の情報システム

ア 内閣府

□ 地震防災情報システム

内閣府では、地形、地盤、人口、建築物、防災施設等の情報をコンピュータ上に数値図面と関連づけて管理するGISを活用した「地震防災情報システム（DIS）」の整備を進めている。DISは、予防から応急・復旧・復興に至るまでの総合的なシステムとしての構築を目指している。

DISのサブシステムとして、地震被害早期評価システム（EES）及び応急対策支援システム（EMS）がある。

地震被害早期評価システム（EES）は、地震発生直後の情報が限られた状況下において被害規模の概要を短時間で推計するものであり、平成8年4月より稼働している。また、平成9年9月からは重傷者、重篤患者、避難者数等の推計項目を充実している。

応急対策支援システム（EMS）は、あらかじめ整備しておく防災関連施設等のデータベースと、地震発生後に収集する被害情報や各種応急対策の準備や実施の状況について関係省庁から提供される情報を集約・整理し、関係省庁間で共有することにより、各種応急対策活動を支援するものである。EMSは全国の1/25000地図に公共土木施設（道路、鉄道、港湾、飛行場、ヘリポート等）や防災関連施設（行政機関、警察署、消防署、自衛隊、病院等）の情報をデータベースとして整備している。このうち、広域医療搬送活動については、「南関東の大規模震災時の広域医療搬送活動アクションプラン」に対応した機能の整備を行い、平成11年度から稼働している。

イ 消防庁

□ 緊急支援情報システム

消防庁では、平成12年度から「緊急支援情報システム」の整備を進めており、災害に関する情報及び緊急消防援助隊に関する情報等を収集・管理するコンピュータシステムを構築することにより、緊急消防援助隊、応援消防本部、被災地管轄消防本部、都道府県及び消防庁で被災状況及び消防活動に必要な情報を共有し、大規模災害時の消防広域応援活動の円滑化を図ることとしている。平成13年7月より運用を開始したところであり、引き続きシステムの充実を図っているところである。

■緊急支援情報システムの構成

(1)広域応援支援システム

緊急消防援助隊の編成及び派遣部隊の出動等の支援を行うため、広域応援時に必要な情報を電子地図上に表示し、関係消防本部等に情報提供を行うシステム

(2)緊急消防援助隊動態情報システム

緊急消防援助隊の派遣車両の位置をGPSにより特定し、通信回線と広域応援支援システムを介して、派遣車両の位置等の把握並びに消防庁及び派遣元消防本部と派遣車両との情報連絡を行うことができるシステム

(3)ヘリ映像等による被災状況把握システム

消防防災ヘリコプター等で撮影した被災地映像を解析することにより、被災範囲等を迅速に把握することができるシステム

(4)衛星データ通信・データ放送

電子地図を用いた支援情報等の大量のデータを、衛星通信により一斉又は個別に伝送することができるシステム

出典：「平成13年版消防白書」より作成

□ 防災情報システム

消防庁では、震度情報等の緊急情報、緊急消防援助隊や消防・防災ヘリコプターの出動可能状況、非常物資の備蓄等、広域応援の対応力の状況、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、消防庁と地方公共団体等との間でこれらの情報を共有化できる防災情報システムの整備を推進している。

防災情報システムでは、全国の市町村で計測された震度情報を消防庁へ即時送信するシステム（震度情報ネットワーク：平成9年4月より運用開始）を有しており、収集された震度データは気象庁にもオンラインで提供している。

ウ 国土交通省

□ 国土交通省防災センターの防災情報システム

国土交通省では、平成13年6月より防災センターの運用を開始した。国土交通省防災センターで整備している各種システムは次のとおりである。

□ 災害情報収集システム

・国土交通省及び関係機関が収集・管理している気象情報、地震情報、河川情報等の防災情報を自動的に収集できるシステム。

・河川情報システム、気象情報システム（気象庁のシステム）、レーダー雨量計システム、地震計ネットワークシステム、GPS連続観測システムから構成されている。

□ 災害状況把握システム

・国土交通省及び関係機関が現地の映像や、ヘリコプターからの上空映像をリアルタイムで収集できるシステム。

・現地映像・画像受信システム、ヘリテレシステム、ヘリコプター位置情報システムから構成されている。

□ 被害の予測システム

・地震発生直後の情報がきわめて限られた状況下で、大まかな被害の規模を自動的に予測することができるシステム（内閣府の地震被害早期評価システム（EES））。

エ 厚生労働省

□ 広域災害・救急医療情報システム

厚生労働省では、平常時には救急医療施設からの的確に情報を収集し、医療施設、消防本部等への必要な情報の提供を行うことにより救急患者の医療を確保し、災害時には医療機関の稼働状況、医療スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等の災害医療に係る総合的な情報収集・提供を全国的なネットワークで行うことを目的とする「広域災害・救急医療情報システム」の整備を進めている。平成14年1月現在におけるシステム導入済みの都道県は37箇所である。

■ 広域災害・救急医療情報システムの内容

平常時

- ・ 毎日定時の情報収集事業
- ・ 診療科別医師の在否
- ・ 病室の空床状況
- ・ 情報提供・相談対応

災害時

- ・ 医療機関状況（緊急連絡要請の要否、診療可否）
- ・ 受入れ可能患者数
- ・ 患者転送要請
- ・ 医薬品等備蓄状況
- ・ ボランティア提供
- ・ ライフライン等状況

出典：厚生労働省より作成

オ 警察

警察では、大規模災害時等において、通信需要が急増する箇所に必要な通信回線を割当て、被災地付近の無線不感地帯に対する臨時の無線中継所を設置し、被災地におけるヘリコプターテレビ等の映像を指揮担当部署へ伝送するなど、警察独自の情報通信システムを適宜柔軟に活用している。また、全国に警察通信職員を配置し、被災した箇所の迅速な復旧のための体制を確立している。（平成13年版警察白書）

阪神・淡路大震災では、全国から被災者に関する問い合わせが兵庫県警察に集中し対応が困難となったため、警察電話を利用して都道県警察等のパソコン間で情報交換を行う「第一線警察情報総合活用システム（FINDシステム）」を活用して、各都道県警察においても死亡者に関する問い合わせに応じられるようにした（平成7年版警察白書）。

カ 海上保安庁

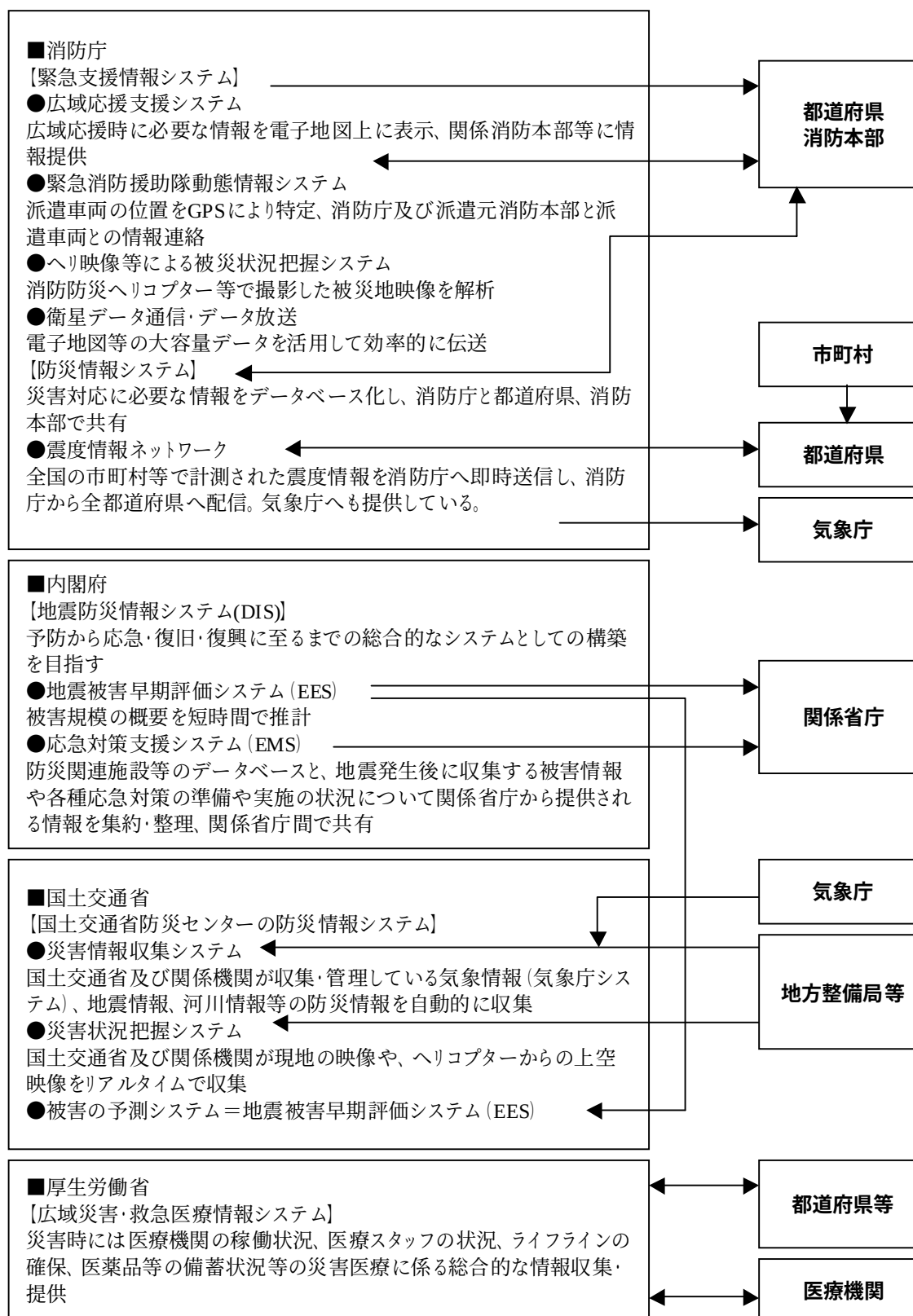
海上保安庁では、本庁と管区本部を結ぶ基線回線について、災害等により切断した場合において、他ルートで回線が確保できる耐災害性に優れた回線を整備した。

また、災害発生時において迅速かつ的確な防災対策を実施するため、ヘリコプターから撮影した現場画像を海上保安庁のみならず官邸をはじめ防災関係機関へ伝送することが可能なヘリコプター撮影画像伝送システムの整備を進めている。

さらに、沿岸域の防災情報や社会情報、自然情報などをデータベース化する沿岸海域環境保全情報の整備を行い、国及び地方公共団体等への情報提供に備えている他、災害発生時において海域からの円滑な救難、救助活動を行えるよう沿岸防災情報図を整備している。

この他、地震や火山噴火の発生する可能性のある海域の地殻構造や活断層調査等を行うなど基礎情報の整備を行っている。

■災害対策に係る省庁の主な情報システムの整理



(5) 広域応援体制の現状

① 地方公共団体間の広域応援体制

ア 中部9県1市の災害応援に関する協定

要請の流れ：被災県→応援主管県・応援副主管県→ブロック内の非被災県

○愛知県、岐阜県、三重県、静岡県及び名古屋市を含む富山県、石川県、福井県、滋賀県及び長野県の中部9県1市は「災害応援に関する協定書」を締結している。

○本協定は、災害が発生し、被災県市独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものである。

○応援の内容は次のとおりである。

- ・物資等の提供及び斡旋、人員の派遣
- ・避難場所等の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等、被災県市の境界付近における必要な措置
- ・被災者の一時収容のための施設の提供
- ・その他特に要請のあった事項

○被災県と隣接県の関係については、下表のとおりである。

被災県	隣接県	
	調整担当	その他
岐阜県	愛知県	三重県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、長野県
愛知県	岐阜県	静岡県、長野県、三重県
三重県	愛知県	岐阜県、滋賀県
静岡県	愛知県	長野県

イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

要請の流れ：被災県→幹事県・副幹事県→全国知事会→全国各ブロック（調整：全国知事会）

○地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県の要請に基づき、全国知事会の調整のもと広域応援を遂行するために平成8年7月に締結された。

○所属するブロック知事会が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロック間で協議の上、いずれかのブロックに属し対応する。

○中部圏知事会は富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、静岡県、長野県、福井県、滋賀県の9県で成されており、このうち複数ブロックに所属しているのは静岡県（関東地方知事会）、長野県（関東地方知事会）、福井県（近畿ブロック知事会）、滋賀県（近畿ブロック知事会）、三重県（近畿ブロック知事会）である。

○要請の流れ

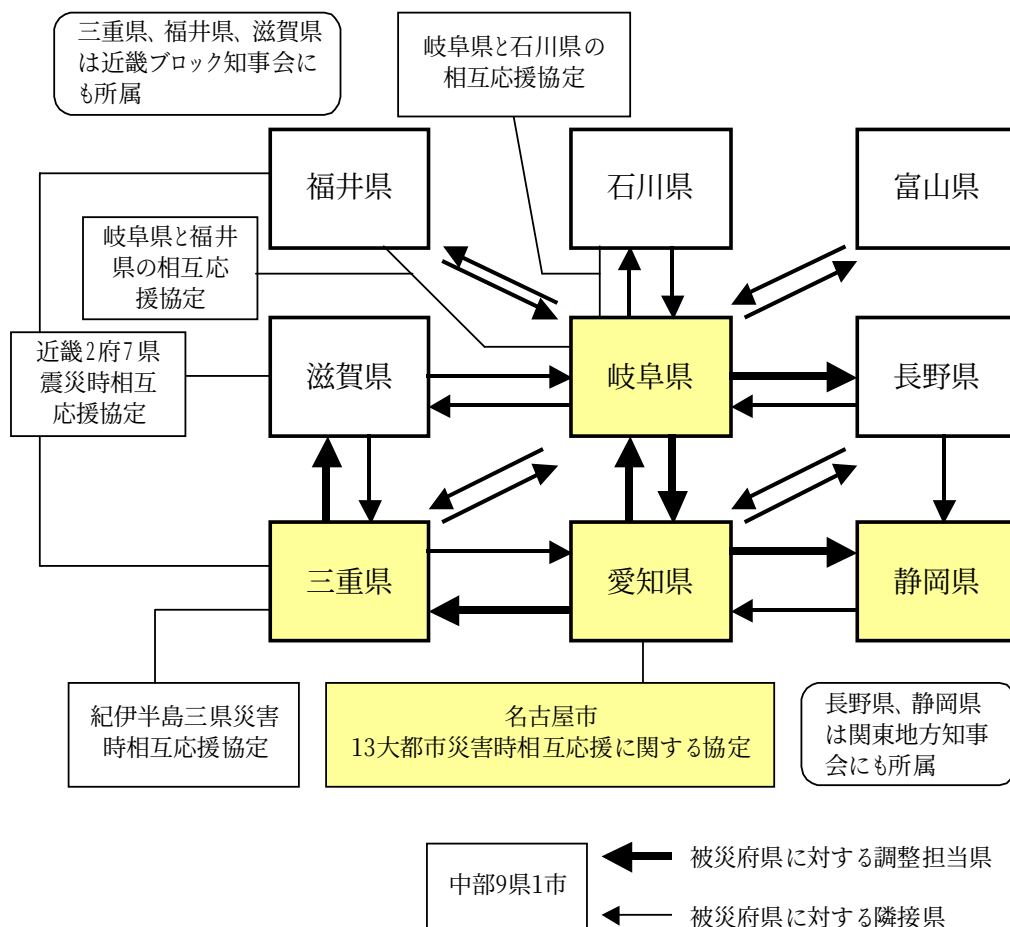
- ・被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行う。
- ・幹事県は、ブロック内の総合調整を行う。幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合は、副幹事県が代わって行う。
- ・また、幹事県は、速やかに被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。
- ・全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに各ブロックと調整を行った上で、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県・副幹事県及び被災県に広域応援の内容を連絡する。

＊被災県は、隣接するブロックの一部の都道県を指名して応援を要請することができる。

この場合、被災県は全国知事会に連絡を入れ、全国知事会が被災県より指定された都道県に対しブロック外応援の内容を伝えとともに、協力を要請する。

○応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

■中部9県1市震災時等の相互応援に関する協定 及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等の関係図



② 警察・消防・自衛隊等への応援要請

ア 警察

派遣要請：

- ・警察官：被災府県公安委員会→他の都道府県公安委員会（派遣調整：警察庁）
- ・広域緊急援助隊：被災府県公安委員会→他の都道府県公安委員会（派遣調整：警察庁）

警察官の派遣要請については、被災地府県公安委員会から被災地外都道府県公安委員会に対して行われる。

また、警察では、大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ高度の救出救助能力等を有する災害対策専門部隊として、平成7年に広域緊急援助隊（総数約4,000人）を設置した。

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域に赴き、被災状況・交通状況等に関する情報収集、救出救助活動、緊急交通路の確保のための措置及び緊急通行車輛の先導等の活動に従事する。これらの活動を支えるため、広域緊急援助隊には装備資機材等を整備している。

平成12年の有珠山噴火災害及び鳥取県西部地震においては、警察庁が災害警備本部を設置し、関係管区警察や道県との連絡調整を行うとともに、広域緊急援助隊等の派遣及び調整を行った。

イ 消防

緊急消防援助隊の派遣要請：被災府県知事→消防庁長官→緊急消防援助隊（派遣調整：消防庁）

消防では、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、平成7年に緊急消防援助隊を発足させた。府県地域防災計画においても緊急消防援助隊が位置づけられている。

緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊、消火部隊、指揮支援部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊で構成されている。

大規模災害時においては、消防組織法第24条の3に基づき被災府県知事が消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行い、これを受けた消防庁長官の要請により緊急消防援助隊が出動することとなる。

■4県における緊急消防援助隊の登録部隊数

県名	救助部隊	救急部隊	指揮支援部隊	後方支援部隊	消火部隊	特殊災害部隊	航空部隊	水上部隊
愛知県	11	7	1	1	27	15	3	1
岐阜県	3	8		1	25	4	1	
三重県	5	3		1	12	8	1	
静岡県	6	12		1	30	6	1	

出典：総務省消防庁
注：平成14年4月現在

ウ 自衛隊

派遣要請：被災県知事等→部隊等の長

（派遣調整：要請を受けた部隊等の長は、状況に応じて、部隊の派遣、他の部隊からの増援の調整等を実施）

＊被災県知事等＝被災県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長

要請を行った後に他の自衛隊に要請する必要がある場合は、新たに他の自衛隊に要請する必要はなく、最初に要請を行った部隊長に要請を行うことで足りる。なお、部隊長は要請を受け状況に応じ上級部隊や他の自衛隊の部隊に増援等の調整を実施する。

県知事からの自衛隊に対する災害派遣の要請先については、次のとおりである。

■県別災害派遣連絡窓口一覧

区 分		連 絡 窓 口	所 在 地
岐 阜	陸 自	司令部 第3部隊防衛班	〒463-0067 名古屋市守山区守山β-12-1
		連隊本部第3科	〒463-0067 名古屋市守山区守山β-12-1
	空 自	第2補給処 企画課	〒504-8701 各務原市那加
		第1輸送 航空隊防衛部	〒485-0025 小牧市春日寺1丁目1番地
	地方	総務課	〒502-0817 岐阜市長良福光2675-3
愛 知	陸 自	司令部 第3部隊防衛班	〒463-0067 名古屋市守山区守山β-12-1
		連隊本部第3科	〒463-0067 名古屋市守山区守山β-12-1
		連隊本部第3科	〒442-0061 豊川市穂ノ原1-1
	海 自	防衛部第3幕僚室	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町無番地
	空 自	第1輸送航空隊 防 衛 部	〒485-0025 小牧市春日寺1丁目1番地
三 重	陸 自	第33普通科連隊 第3科	〒514-1118 久居市新町
		警備訓練班	〒519-0501 度会郡小俣町明野5593-11
静 岡	陸 自	第34普通科連隊 第2科	〒412-8634 静岡県御殿場市板妻40-1
	海 自	横須賀地方総監部	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
	空 自	航空教育集団司令部 (浜松基地)	〒432-8551 静岡県浜松市西山町無番地

出典：各県地域防災計画

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、都道県知事等（都道県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）の要請により派遣することを原則としている（要請による派遣）が、防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な場合で要請を待つ時間がない場合は、部隊を派遣することができる（自主派遣）。

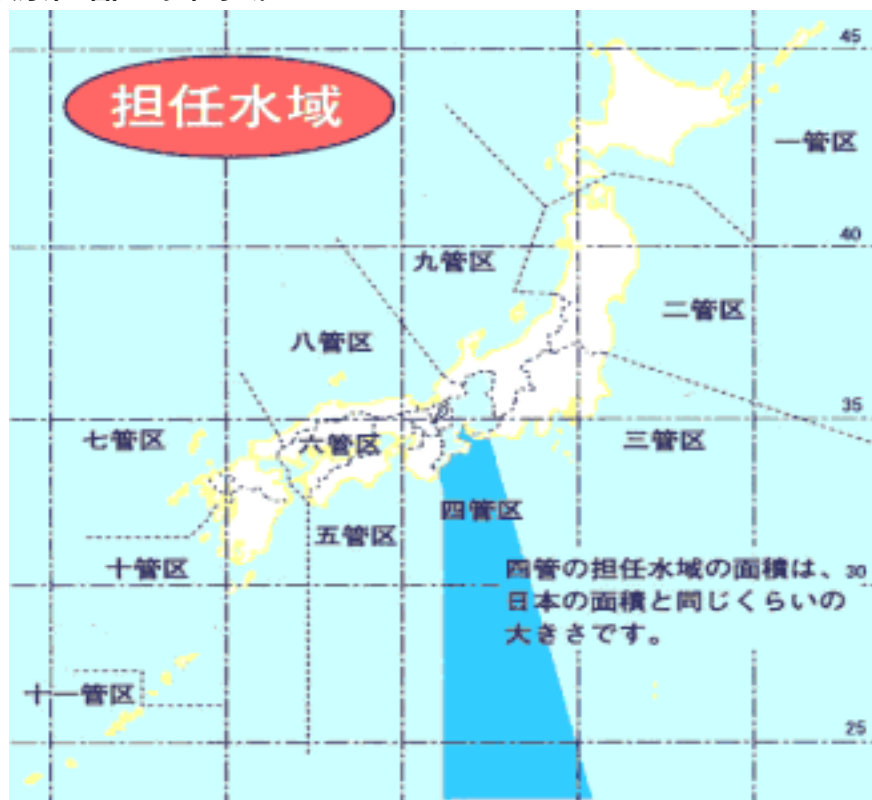
エ 海上保安庁

派遣要請：被災県→海上保安庁、各管区海上保安本部（派遣調整：海上保安庁）
＊物資・人員の緊急輸送や海水を活用した消火活動等

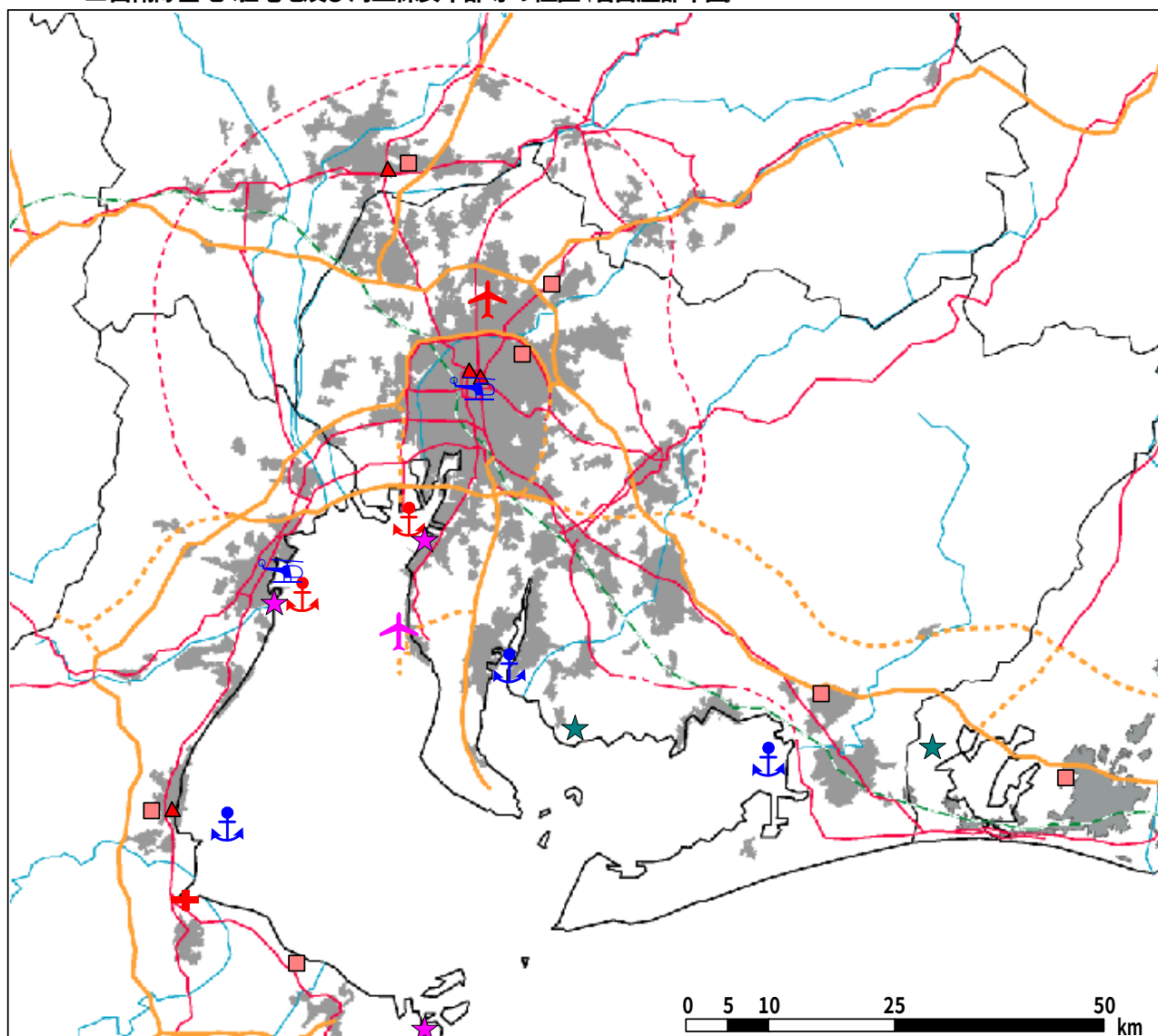
自然災害が発生した場合、海上保安庁では直ちに巡視船艇・航空機による被害調査や救助活動、人員・物資の緊急輸送を行う。愛知県、岐阜県、三重県の各県地域防災計画において位置づけられている海上保安庁管区海上保安本部は、第四管区海上保安本部となっている。

- ☐岐阜県:地域防災計画に記載なし
- ☐愛知県:第四管区海上保安本部
- ☐三重県:四日市海上保安部
- ☐静岡県:清水会場保安部又は下田海上保安部

■海上保安庁第4管区の担任水域



■自衛隊基地・駐屯地及び海上保安本部等の位置 (名古屋都市圏)



【凡例】

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ■ 人口集中地区 (平成12年国勢調査) | ▲ 県庁・政令市庁 |
| — 高速道路 (破線は事業中) | ⚓ 重要港湾 (赤: 特定重要港湾、青: 重要港湾) |
| — 主要国道 (破線は事業中) | ✈ 空港 (ピンクは事業中) |
| — 河川 | 🚁 公共用ヘリポート |
| — 新幹線 | ★ 海上保安 (監) 部 |
| ■ 陸上自衛隊基地・駐屯地 | ★ 海上保安署 |
| ■ 航空自衛隊基地 | |
| ✚ 海上保安庁航空基地 | |

注：高速道路及び主要国道は、国土交通省中部地方整備局管内図に示された路線を図示している。